

資料4

国が実施すべき対策の方向性

国の対策の方向性を見定める上で、

1. 以下の4点に着目、事実関係を整理。

- ① 4社の事例(動機等、原因、再発防止策)
- ② 国が不適切行為を発見できなかった原因
- ③ 4社に対して国が講じた措置
- ④ (将来を含めた)外部環境の変化

2. 事実関係から、留意事項(気づき)・課題を把握。

3. 留意事項(気づき)・課題から、国の対策の基本的方向性を検討。

① 4社の事例(動機、原因、再発防止策)

事実関係	4社の事例		
	動機	原因	再発防止策
	- 顧客説明の回避 - 納期の重視	- 組織全体の意識・風土 - 組織体制の問題 - 生産管理(工程等)の問題	- 組織風土や役職員の意識改革 - 組織体制の見直し - 業務プロセスの改善 - 不適切行為が起こらない試験設備の導入、計測プロセスの見直し、文書化



留意事項

- 動機は、業界全体に内在し得る。
- 原因である「組織全体の意識・風土の問題」、「組織体制上の問題」、「生産管理(工程)の問題」など多岐にわたる。
- 再発防止策として各社ともに組織体制や業務プロセスの見直しを行うが、検査の一部を企業に委ねる場合に組織体制を確認する場合はあるが、NOx放出量確認においては企業に委ねている部分。

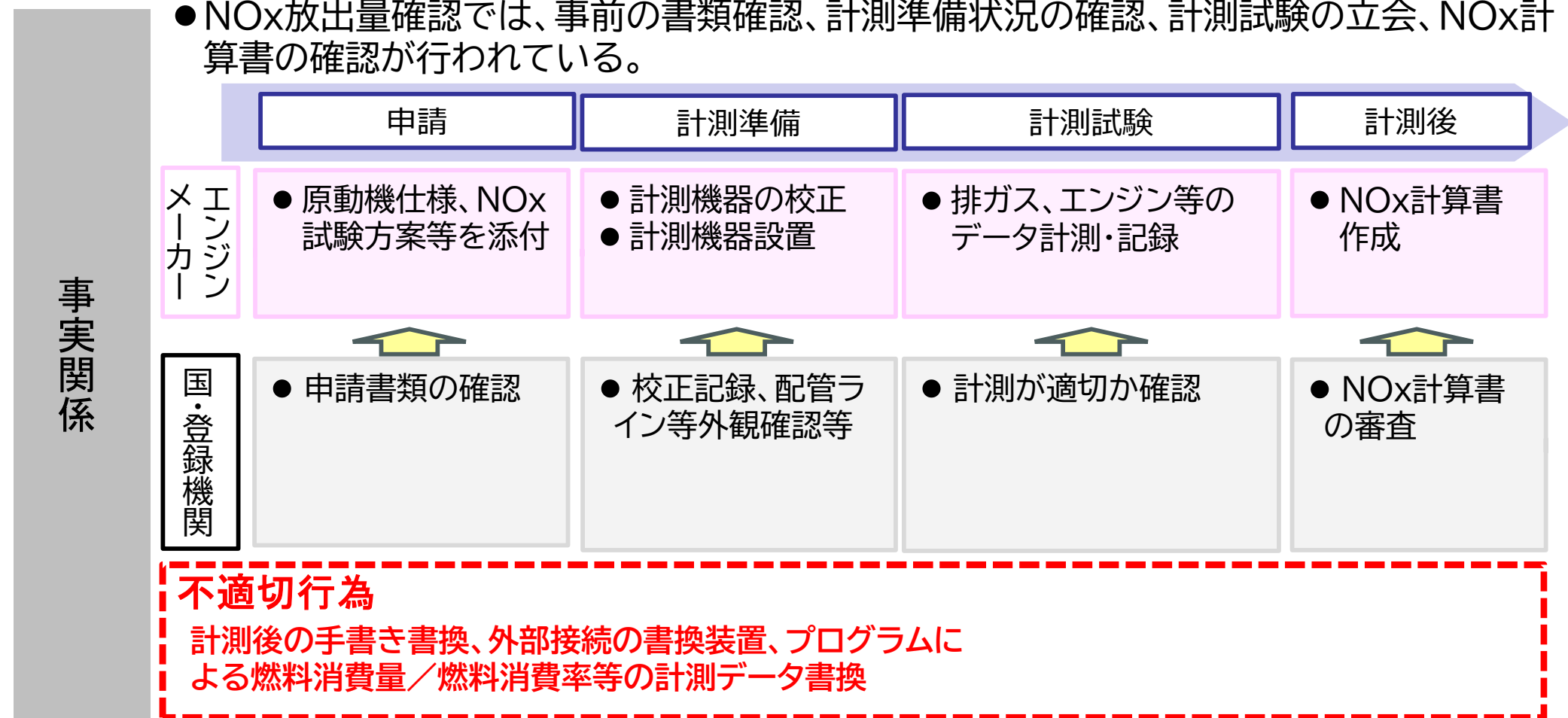


方向性 対策の

1. 不適切行為のあった企業に限らず、船用エンジン業界全体を対象とした対策が必要ではないか。
2. 不適切行為の原因は多岐にわたるという前提で、一つの決定的な対策を見出すのではなく、対策は包括的に講じるべきではないか。
3. 計測時における確認強化の観点から、船用エンジンメーカーの組織体制についても確認が必要ではないか。

② 国が不適切行為を発見できなかった原因

- NOx放出量確認では、事前の書類確認、計測準備状況の確認、計測試験の立会、NOx計算書の確認が行われている。



留意事項

- 不適切行為は、NOx放出量確認において国等が見ていないところで行われており、発見に至らなかったと考えられる。

対策の方向性

4. NOx放出量確認時のみならず、船用エンジンメーカーの不適切行為を未然に防止する観点から、国による監督を強化すべきではないか。

③ 4社に対して国が講じた措置

事実 関係

(主な対応)

- 行政指導の一環として、現地調査・報告要求(不適切行為が規制に与える影響等)
- 原動機証書の交付の一時停止
- 計測が適切に実施されていることを確認するまでの間、量産機においてもNOx放出量確認を実施し、国も立会。



留意事項 ・課題

- 最も重要な事実関係の確認(現地調査・報告徴収)は行政指導に頼らざるを得ない状況



対策の 方向性

4. NOx放出量確認時のみならず、船用エンジンメーカーの不適切行為を未然に防止する観点から、国による監督を強化すべきではないか。(再掲)

④ 考慮すべき外部環境の変化

将来の見通し

1. 環境規制の強化等

- NOx規制のみならず、環境規制は強化される流れ。特に新たに検討されているGHG対策は、燃料の2元化により、NOx放出量確認を含むエンジン試運転に係る工数は大きく増加。
- 国際的な競争は一層厳しさを増す。

2. 人手不足

- 既に社会問題化しており、今後も人手不足や人件費上昇といった社会変化は加速する見込み。

3. 企業コンプライアンスに対する社会的な意識の向上



留意事項

- 「顧客説明の回避」、「納期の重視」という不適切行為の動機は一層高まる可能性。
- 不適切行為による社会的信頼の失墜の影響はこれまで以上に大きくなる。



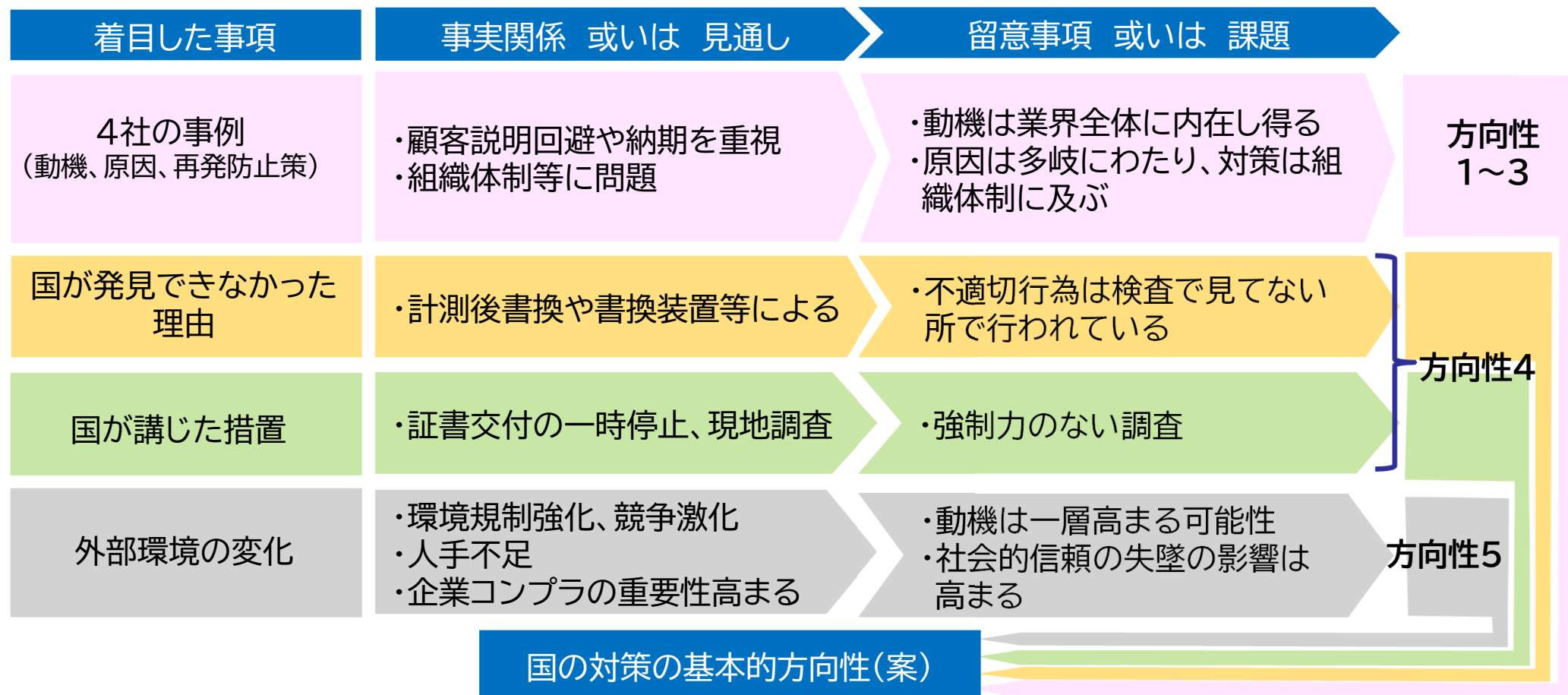
対策の方向性

- 5. 不適切行為を正当化させないための取り組み、不適切行為の動機を取り除くための取り組みに努めるべきではないか。

経緯

- 2024年、船用エンジンメーカーの4社※において不適切行為が発覚
※IHI原動機、日立造船マリンエンジン、アイメックス、川崎重工業
- 国土交通省は、NOx規制等への影響調査を指示するとともに、現地調査、関係証書の一時交付停止（現場是正確認後に再開）等を実施。

船用エンジンのNOx放出量確認試験における不適切行為の防止に向けた検討会



1. 船用エンジン業界全体を対象とした対策が必要
2. 包括的な対策が必要
3. 計測時の確認強化の観点から組織体制の確認が必要

4. 国による監督強化が必要
5. 不適切行為の動機を取り除く対策が必要

1. 不適切行為のあった企業に限らず、船用エンジン業界全体を対象とした対策が必要ではないか。
2. 不適切行為の原因は多岐にわたるという前提で、一つの決定的な対策を見出すのではなく、対策は包括的に講じるべきではないか。
3. 計測時における確認強化の観点から、船用エンジンメーカーの組織体制についても確認が必要ではないか。
4. NOx放出量確認時のみならず、船用エンジンメーカーの不適切行為を未然に防止する観点から、国による監督を強化すべきではないか。
5. 不適切行為を正当化させないための取り組み、不適切行為の動機を取り除くための取り組みに努めるべきではないか。